

熊野川の総合的な治水対策協議会 規約

(名称)

第1条

この会議は、熊野川の総合的な治水対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条

協議会は、熊野川の河川管理者である近畿地方整備局、三重県、奈良県、和歌山県と、沿川自治体及びダム管理者が、緊密な連携を図りながら、熊野川の一貫した総合的な治水対策を推進することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条

1. 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。
2. 会長は近畿地方整備局河川部長とし、協議会を総括及び招集する。
3. 協議会は必要に応じ、第5条に定める専門部会を設置することができる。

(連絡調整会議)

第4条

1. 協議会に連絡調整会議を置く。
2. 連絡調整会議の委員は、別表2に掲げる者とする。

3. 委員長は、近畿地方整備局河川部河川調査官とし、連絡調整会議を総括及び招集する。
4. 連絡調整会議は、別途実施されるダム操作に関する技術検討会、専門部会での議論や各機関の情報等を共有しながら連携、協働を図りつつ、協議会で検討する全体方針や対策を立案し、協議会へ報告する。

(専門部会)

第5条

1. 専門部会（以下「部会」という。）は、総合的な治水対策を推進するための課題の共有、関係機関が実施する内容の検討等を行う。
2. 構成委員は関係行政機関、事業者等、協議会の承認をもって選任する。
なお、部会には学識者等に助言を求めることができる。

3. 部会には部会長及び部会事務局を設置する。

(事務局)

第6条

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、三重県県土整備部、奈良県県土マネジメント部、和歌山県県土整備部の協力を得て、近畿地方整備局河川部が行う。

(その他)

第7条

1. 本規約の改正は、会長が協議会に諮って行う。

2. この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、
会長が協議会の委員に諮って定める。

附則

この規約の施行日は、平成 24 年 7 月 2 日とする。

平成 24 年 12 月 20 日改正

平成 25 年 7 月 2 日改正

平成 26 年 7 月 25 日改正

平成 27 年 7 月 3 日改正

平成 27 年 11 月 11 日改正

平成 29 年 6 月 1 日改正

平成 30 年 11 月 30 日改正

令和 2 年 6 月 12 日改正

令和 3 年 12 月 23 日改正

令和 5 年 1 月 18 日改正

別表 1

| | | |
|--------------|-----|---------------------|
| 近畿地方整備局 | 河川部 | 河川部長 |
| | | 紀南河川国道事務所長 |
| | | 紀の川ダム統合管理事務所長 |
| | | 紀伊山系砂防事務所長 |
| 三重県 | | 県土整備部長 |
| 奈良県 | | 県土マネジメント部長 |
| 和歌山県 | | 県土整備部長 |
| 関西電力(株) | | 再生可能エネルギー事業本部副事業本部長 |
| 電源開発(株)西日本支店 | | 支店長 |
| 十津川・熊野川沿川自治体 | | 天川村長 |
| | | 五條市長 |
| | | 野迫川村長 |
| | | 十津川村長 |
| | | 田辺市長 |
| | | 新宮市長 |
| | | 熊野市長 |
| | | 紀宝町長 |
| 北山川沿川自治体 | | 上北山村長 |
| | | 下北山村長 |
| | | 北山村長 |

別表 2

| | |
|--------------|---|
| 近畿地方整備局河川部 | 河川調査官 河川計画課長 河川管理課長 紀南河川国道事務所副所長 紀の川ダム統合管理事務所 防災情報課長 紀伊山系砂防事務所副所長 |
| 三重県県土整備部 | 河川課長 |
| 奈良県県土マネジメント部 | 河川整備課長 |
| 和歌山県県土整備部 | 河川課長 |
| 関西電力(株) | 再生可能エネルギー事業本部 保安グループマネジャー |
| 電源開発(株)西日本支店 | 支店長代理 |
| 天川村 | 産業建設課長 |
| 五條市 | 危機管理監 |

| | |
|------|--------|
| 野迫川村 | 建設課長 |
| 十津川村 | 建設課長 |
| 田辺市 | 建設部長 |
| 新宮市 | 企画政策部長 |
| 熊野市 | 建設課長 |
| 紀宝町 | 基盤整備課長 |
| 上北山村 | 建設課長 |
| 下北山村 | 農林建設課長 |
| 北山村 | 産業建設課長 |